

平成22年度 市民税・県民税申告の手引き

日頃より税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

「平成22年度分市民税・県民税申告書」をお送りいたします。この手引きを参考にしながら、ご自分で記載して申告されますようお願いいたします。

○申告の必要な方

1 平成22年1月1日現在、潟上市にお住まいで、次に当てはまる人

①平成21年中(1月～12月)に営業等、農業、不動産、譲渡、一時所得など何らかの収入があった人

②給与があった方で

ア)勤務先から潟上市へ「給与支払報告書」が提出されていない人(勤務先で提出の有無をご確認ください。)

イ)平成21年中に退職等をして年末調整をすませしていない人

ウ)給与以外に所得があった人

エ)平成21年中2力所以上から給与の支払いを受けた人

③公的年金等の受給者で

ア)年金収入のみの65歳以下で、収入金額98万円以上の人

イ)年金収入のみの65歳以上で、収入金額148万円以上の人

※上記ア・イに該当する人で社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除、扶養控除などを受けようとする人

ウ)公的年金等以外の所得があった人(個人年金も含まれます。)

2 平成22年1月1日現在、潟上市内に家屋敷・事業所などを所有していた方で、潟上市に住所がない方

3 平成21年中に所得はなかったが、税に関する証明書が必要となる人

4 以下の方は申告義務はありませんが、国民健康保険税・介護保険料等の算出・国民年金保険料の免除申請・児童手当・就学援助・公営住宅入居等で必要になりますので、必ず申告書を提出してください

①失業給付金・障害年金・遺族年金・扶助料・非課税の利子等の非課税所得のみで生活している方

②平成21年中に所得がなく、かつ配偶者控除・扶養控除等の対象になっていない方

○申告の必要がない方

1 平成21年分所得税の確定申告書を税務署へ提出される人(市でなく税務署で確定申告をされる人)

2 給与所得のみで、職場で年末調整をされている人

○申告時に持参していただくもの

1 印鑑(認印)

2 給与、年金の所得があった人は、源泉徴収票(原本)など

3 国民健康保険税(料)・国民年金保険料・介護保険料・任意継続などの保険料の領収書

4 生命保険・地震保険などの控除証明書

5 医療費控除を受けようとする人は医療費の領収書などと保険金等で補てんされた金額のわかるもの

6 営業などの所得があった人は、収入と経費のわかる帳簿類、領収書

7 配偶者、扶養者に所得があった人は、その所得金額がわかるもの

8 税務署から確定申告用紙が送付されている方は、その確定申告用紙

9 申告者本人の金融機関等口座番号とその通帳印(新規に口座振替納税をする、税金の還付がある場合に必要)

○平成22年度実施分税制改正の内容

●市・県民税の住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)の改正について

所得税の住宅ローン控除を受けた方で、所得税から控除しきれなかった金額がある場合には、翌年度の市・県民税から、その控除しきれなかった金額を控除(減額)します。

【対象者】・平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方

・平成21年から平成25年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方

※平成19年から平成20年末までに入居した方は、この市・県民税からの住宅ローン控除の対象となりません。(平成19年から平成20年末までに入居した方は、所得税において住宅ローン控除期間を15年に延長する特例の選択が可能でしたので、市・県民税からの控除はありません。)

【控除額の算出方法】

$$\boxed{\text{市・県民税の住宅ローン控除額(A)}} = \boxed{\text{所得税における住宅ローン控除可能額}} - \boxed{\text{住宅ローン控除適用前の前年の所得税額}}$$

(上記の式で算出された控除額が、「前年分の所得税の課税総所得金額等の5%(97,500円を限度)(B)」を超えた場合には、控除額は(B)の金額になります。)

平成21年度まで、この控除を受けるためには、税務課へ市・県民税の住宅ローン控除申告書を提出しないと控除を受けることはできませんでしたが、平成22年度からは申告書の提出は不要となります。